

令和5年度 部活動実施要領

1 主旨及び目的

部活動は、生徒が共通の興味と関心の下、スポーツ及び文化活動を行うために学年や学級の枠を越えて編成される任意の集団活動である。その活動は学校の教育課程外の教育活動として位置づけられ、活動を通じて生徒の心身ともに調和のとれた発達を促すことを最大の目的とする。

そのため、指導に当たっては、生徒の成長過程に十分配慮した技術指導はもちろん、生活指導、健康安全指導に至るまで指導を行う。本校の部活動は共通の目標として以下の内容を掲げ、1年間を通じて計画的な活動を行う。

- ・心身を鍛える。
- ・技術や知識を身につける。
- ・ルールを守ることの大切さを学ぶ。
- ・より良い友人関係を作る。

2 実施要領

- (1) 顧問教師がおり、かつ、職員会議で確認された部のみ開設する。
- (2) 入部希望者は「入部承認願い」を、学級担任を通じて顧問教師に提出し入部が認められる。
- (3) 活動は、顧問講師の指導の下に行う。また、活動場所は原則として施設内とする。
- (4) 練習に必要な個人の用具及び練習試合等に要する交通費等は、原則として自己負担とする。
- (5) 活動時間は、原則として次の通りとする。
 - ① 放課後の活動（原則）は通常期、活動開始 16:30 から活動終了 19:00（19:30 下校、冬季はこの通りではない）とする。
 - ② 定期考査の一週間前から、考査最終日まで原則活動中止とする。
 - ③ 公式試合等が迫っているとき（一週間以内）、18:00 終了をめぐりに活動することができる。ただし、生徒の学習活動の負担にならないように配慮する。加えて、顧問教師が事前に全職員、部員及びその保護者に通知し、了解を得ることとする。
 - ④ 途中入部に際しては、原則禁止であるが、保護者・学級担任・顧問等の協議により、入部を認めることもある。但し、三年生からの入部に関しては、特別な事情がない限りは認めない。
 - ⑤ 部活動の休養日について
 - 1 土・日曜日のいずれか一方を休養日とする。
 - 原則として毎週、土・日曜日のいずれかを休養日にし、週に一回平日の休養日を設定する。ただし中学校体育連盟・中学校文化連盟やスポーツ・文化団体が主催する大会およびコンクール等に出場する場合で、日程上、やむを得ない場合は、上記の休養日数が確保できるようにする。
 - 2 県内の全ての市町村で推進する学力向上の取組の一つとして、教員研修等を実施するため、毎月第3水曜日を全市一斉の休養日とする。

3 入退部について

- (1) 「入部承認願い」が提出された生徒の入部を許可する。入部に際しては、興味関心や体力を考え、学校生活の負担にならない部を選び、途中で退部することがないようにする。
- (2) やむを得ない退部にあたっては、保護者の同意を得た旨の「退部届」（様式は自由）を顧問教師に提出し、担任に報告する。
- (3) 入部生徒（部員）は、活動に際しては顧問教師の指導に従い、部活動生徒心得を守って、学校生活全般において他の生徒の模範となる行動をとる。

4 施設使用について

- (1) カギは、決められた場所に保管し、無断で使用しないこと。
- (2) 体育館、校舎内、部室での昼食は決められた場所でとること。
- (3) 部外者を部室に入れたり、活動に関係のない私物や学習用具を置いたり、置かせたりしないこと。
- (4) 活動終了後は、清掃、整理を行い、用具の片付け・戸締り・消灯を忘れないこと。
- (5) 練習内容については顧問教師が決定すること。

5 部活動の不祥事等に対する規定

- (1) 顧問会議を開き、決定する。

6 部活動生徒心得

- (1) 学習活動、学級活動、生徒会活動は部活動に優先すること。
- (2) 集合、解散等の時間を守るとともに、指示された場所以外では勝手に活動しないこと。
- (3) 顧問教師又は指導に当たる教師がいないときは、部活動は中止とする。
- (4) 他の部の活動（施設、器具等）を妨害するような行為はしないこと。
- (5) 活動終了後は、できる限り複数ですみやかに下校し、寄り道などをしないこと。
- (6) やむを得ず活動を休むときには、必ず事前に連絡をすること。
- (7) 活動時の服装は、顧問教師の認めたものを着用すること。
- (8) 休日の活動で登校するときには、標準服、体操服、チームジャージなど統一の練習着もしくは顧問教師が認めた服を着用すること。
- (9) 部活動の用具は、サブバック、顧問教師が認めたバックに入れて持参すること。
- (10) 休日であっても、登下校時に自転車を使用することは禁止する。
- (11) 登下校中の買い食いは禁止する。休日の昼食は、できる限り家庭で準備してくること。
- (12) 活動に不必要な物（現金、飲食物等）は、持ってこないこと。
- (13) 上記のことを守り、学校生活全般において他の生徒の模範となる行動をとること。

7 部活の開設・新設・廃部

- (1) 顧問教師がおり、且つ、職員会議で確認された部のみ開設される。
- (2) 既成の部で顧問がいても、部員がいなければ休部とする。顧問が決まらない部は、新入生の入部を認めない。活動に関しては、仮の顧問のもとで17:00で終わることを原則とする。
- (3) 年度当初に顧問決定や活動の継続が困難と認められる場合、現在活動中の生徒に配慮し、生徒・保護者に説明の上、校長の判断をもって引退時に廃部とする。その場合は原則として新入部員は募集しない。
- (4) 新設部活動の要望があった場合、部活動数・職員数等を考慮した上で、職員会議で検討し、校長の判断をもって新設を決定する。
- (5) 新設の場合、1年間は同好会とし、活動の状況や実績を考慮した上で職員会議等で検討し、校長の判断をもって、次年度から部活動として認める。部員募集については、原則、新1年生及び部活動に所属していない生徒を対象とし、他の部活からの転部については認められない。

8 その他

部活動の運営に関わる決定は、各部顧問で構成する「部活動顧問者会議」の諮問に基づき、校長がこれを行う。

令和5年度 開設部活動

運動部

野 球 部	サ ッ カ ー 部	陸 上 部	バレーボール部
バスケットボール部	ソフトテニス部	剣 道 部	ダ ン ス 部

文化部

吹 奏 楽 部	美 術 部	放 送 部	茶 道 部
---------	-------	-------	-------